

会 議 録

会議の名称	西東京市地域情報化計画策定審議会（第11回）
開催日時	平成20年8月27日 午後3時05分から5時05分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	・（委員） 三宅会長、饗場委員、石田委員、片瀬委員、尾藤委員、 福田委員、吉井委員 ・（事務局） 佐藤情報政策専門員、坂本情報推進課長、 保谷情報推進課長補佐、海老澤主任、西川主事
議題	(1) 第2期西東京市地域情報化基本計画（素案）について (2) その他
会議資料 の 名 称	1 第2期西東京市地域情報化基本計画（素案） 2 西東京市市民意識調査報告書（一部抜粋） 3 地域情報化基本計画策定スケジュール（案）
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
○事務局(保谷情報推進課長補佐) ー事務局より報告ー 本日、渡邊副会長が欠席するという連絡をいただいております、吉井委員については特に連絡をいただいておりますが、遅れているようです。 ◇本日の資料の確認 ◇前回の議事録の確認 ○事務局(保谷情報推進課長補佐) お手元に第10回の会議録をお配りいたしました。こちらは事前に皆様からいただいた修正意見に基づき、訂正したものとなっております。内容をご確認いただき、訂正がなければ確定版とさせていただきます。 ○三宅会長 第10回の会議録について、何か意見等がありますか？ ないようでしたら、第10回の会議録についてはこれを確定版といたします。 ◇1 第2期西東京市地域情報化基本計画（素案）について ○三宅会長 引続き、議題1「第2期西東京市地域情報化基本計画（素案）」の説明と、前回指摘のあったことについて資料を用意していただいた市民意識調査に関することもお交えて事務局より説明をお願いします。 ー保谷情報推進課長補佐による、資料1・2についての説明ー	

○三宅会長

今の事務局のご説明に関して質問等ございませんか。

○石田委員

資料1の6ページですが、「1. 創造性の育つまちづくりを支える情報化」の枠の部分ですが、何度読んでも「だれもがいつでもどこでも豊かな学び・文化にふれあえるまちづくりを支えます。」のところが文章としておかしいのではないかと思います。文化にふれあえるまちづくりはわかりますが、豊かな学びにふれあえるというのは、文章を通して読んだときに引っかかってしまう気がします。

○事務局(保谷情報推進課長補佐)

この部分については総合計画の記述を抜粋したものです。総合計画の中でも、「いつでもどこでも豊かな学び、文化にふれあえる街づくりを目指します」という記述に従っています。

○石田委員

「文化にふれあう」とは良く言いますが、「豊かな学びにふれあう」とは言葉として使うものなのか疑問です。

○事務局(佐藤情報政策専門員)

総合計画を変えてもらわないといけないということですね。

○三宅会長

このような文言は、今回の総合計画で修正することはあるのでしょうか。

○事務局(坂本情報推進課長)

今の記述の部分は総合計画の基本構想といわれている部分で、議会の議決を経て決められている部分です。ですから、基本構想そのものは今回の後期基本計画策定の中では記述が変わることはないと思います。

○三宅会長

後期基本計画の中で、この部分に関してすんなり読めないということをパブリックコメントのようなもので出すことになるのでしょうか。この審議会での議論で出すよりも、パブリックコメントで出すほうが有効ではないかと思います。このことは事務局から基本計画のチェックの段階でこのような意見が出たということで申し入れはできるのでしょうか。

○事務局(坂本情報推進課長)

事務局からそのような申し入れはできますが、必ず変えてもらえるという保証はありません。

○三宅会長

まずはこのままの状態を出して、基本計画の文言の修正ができたからお知らせしていただいて、地域情報化基本計画も変更するということによろしいのでしょうか。手続き上、議決を要するもので、この審議会でも議論しても扱いづらいもののようです。基本計画の作成段階なので、この審議会でも意見として事務局を通して申し入れをしていただきましょう。

○事務局(坂本情報推進課長)

一つの方法としては、総合計画を支えるということで、案文としてはこのような記載をしていますが、情報化基本計画の中では、この部分は「創造性の育つまちづくりを支える情報化」という表現になり、情報化基本計画の中だけの責任で記述を変えてしまうという方法もありますので、全くできないわけではありません。ただ、今は総合計画から文言を取り入れているので関連付けがわかりますが、変えたら変えたなりの理由付けとして注釈が必要になるかもしれません。

○三宅会長

基本計画の素案については第3章までのたたき台が出てきたので、このことについての意見を各委員からいただき加筆、修正などをするということで、これより議論に移ります。この議論をもとに第4章の資料を付け加えるとともに、何回か議論しますのでその議論の中で前に戻り不足している部分があれば加えたり、削除したり、別の項目へ移動させたりして見直していきます。文言のことで構いませんが、何かご意見はございますか。

では私から質問させていただきます。全体論として見たときに市民意識調査に出てきた、例えば医療の重要度が指摘されていますが、よくよく見るとこういった項目が地域情報化の方向性の議論の中で項目として挙がっていないような気がします。資料2の最後のページに「医療・保健などの健康に関する情報」や「ごみ収集などの生活情報」も次にありますが、このような項目に関する情報提供を考えたときに、我々が議論の土台にしてきたものは、今日の資料にある素案の体系的な施策取組状況の中での項目を項目別に洗い出しをしてきましたが、その項目の中に「医療・保健などの健康に関する情報」に関連する項目があまり出ていないように思います。「方向性1 安心して健やかに暮らせるまち」の中で、保健福祉サービスや在宅介護等が出ています。こういうことは地域情報化の範疇なのでしょうか。それとも方向性の項目の中に、そういったものはなかったのでしょうか。市民意識調査で指摘された項目が見当たらなかったのは何か理由があったからなのでしょうか。

○事務局(坂本情報推進課長)

この市民意識調査の中で、市から得たい情報ということで多少その前段があるかもしれませんが。確かに第一期の地域情報化計画書では、会長がおっしゃったような、方向性1の医療福祉分野の中には情報化に関連する施策が計画上ほとんど見当たらなかったと思います。ただ、現実的に情報提供のやり方として、恐らく行政内部の施策としては、後ろのほうに出てくる「ホームページの充実」の中で実現を図ってきたのではないかと思います。現実には、何年か前にホームページのリニューアルをした段階で、ホームページのトップに休日診療の情報が出るような仕組みづくりをしました。休日に診てもらえる医療機関の紹介、所在地や連絡先を積極的にホームページに載せることによって充実を図っています。その他に、介護保険や福祉制度の仕組みについても、ホームページのナビゲーション方式になっている部分をクリックすると、制度の紹介のページがあります。カテゴリは非常に複合化していますが、福祉以外のことも含めて「情報提供の充実」の施策が実際には実現されてきたように思います。

○福田委員

やはり重要な問題ですから、外へ向けて明示したほうがいいと思います。

○片瀬委員

西東京市が直接携わっている医療機関はありますか？

○事務局(坂本情報推進課長)

市立病院はありませんので、民間の医療機関を使っています。

○石田委員

小平市にある公立昭和病院は、西東京市が携わっている病院ではないのでしょうか。

○事務局(坂本情報推進課長)

昭和病院は、一部事務組合と言いまして8市が共同運営をしています。確かに資本出資はしていますが、直営ではなく、医師、看護師や事務職員は、病院で独自に採用している職員です。財政補助として負担金を出していますが、現状としては西東京市民が優先的に診てもらえるという状況ではありません。

○片瀬委員

医療分野の情報化というものは、所管は厚生労働省ですから、いくら総務省や経済産業省がいろいろな実験をしても、なかなか進まないことはわかっていることだと思います。もしこの医療に関することを地域情報化に絡めるとした場合、インターネットを使って診療の予約ができるようにしたらいいのではないかと思います。地域の個人で経営されている医院に対してそのようなシステムはできないにしても、できない部分に対してサポートするような仕組みを作ることが、今現在市として市民の方々に向けてできることだと思います。外国では、地域の中核病院と街の小さな診療所とをネットワークで結び、電子カルテをあるセンターで共有し、診療の記録を見て医療機関での機能の分担を図るような分析までして電子カルテを医療サービスに生かしているところもあります。今の日本の現状では到底そのようなことはできないので、せめて医療機関それぞれで作っているWebサイトの運用をサポートすることくらいで留まらざるを得ないと思います。それが、医療ということで目に見えるように次の計画の中にうたえるかどうかは、実際にサービスに携わっている担当課の方々との調整も必要かと思います。

○三宅会長

市民意識調査で、市民の目から見てどういう項目が一番必要なのかというデータがある程度ベースにしながら、見直したほうがいいとご指摘をいただいて、この資料2を出していただいたと思います。全体論としては、この資料2を見て判断し、可能であれば地域情報化で盛り込むことができればいいのではないかと思います。そして、今おっしゃっていただいた医療に関することは、確かに今後も社会保障として重要な問題であると思います。電子カルテなどはかなり個人情報や医療保険制度も含めて、一自治体でどうこうできる問題ではありませんが、地域にある医療施設の開院時間や診療科目、予約などを、例えば医師会と連携を試みるようなことが、もし可能でしたらこの答申の中に指摘や問題提起しても構わないような気がします。

○片瀬委員

医療関係のことで言いますと、医療施設の外に処方箋や調剤を扱う薬局があるので、そのような薬局の処方箋の情報が連携できていいのではないかと思います。保健所は市で直接運営されているのでしょうか。

○事務局(坂本情報推進課長)

保健所は都道府県の管轄です。

○片瀬委員

政令指定都市には保健所がありますので、地元身近なものとして介護保険も含め、医療サービスの要として捉えられている部分があります。

○事務局(坂本情報推進課長)

現実には市内に保健所はなく、この辺りでは5つほどの市に一ヶ所都立の保健所がある

という現状です。

○石田委員

以前、「次期計画へ向けて特に取り上げていただきたい分野や施策」ということで、コメントをお送りしましたが、そのときに「医療機関の情報をできる限り、ホームページなどに公開していただきたい」「医療機関のできる範囲での情報をホームページに掲載していただきたい」と意見を出しました。できる範囲の情報とは、例えば医院長の出身大学などを貼ってある医療機関もあるので、医療機関を選ぶ際にある程度検索できるなど市のホームページでできるものであれば、とても便利なのではないかと思います。それから、公立病院の診療予約のことも出しましたが、情報化で提供できることとしたら、ホームページを利用することと、インターネットで予約することくらいですが、差支えがあるのでしょうか。

○三宅会長

自分でホームページを作って宣伝するのは構わないと思いますが、その情報を市のホームページに載せるのではなく、できることは、どのような医療機関があるのか、その医療機関のURLを載せてリンクさせるようにすることでしょう。それと同時に、その情報を集中的に見せるようにすると、医療機関同士でそれぞれどのような情報開示をしているかがわかるので、例えばそれぞれの医療機関がホームページから診療予約を始めることは、統一することは難しいことですが、自然発生的に他でも始めるというような便利さを促すような仕組みをホームページを使って誘導することは可能だと思います。それが、過剰宣伝と言われると問題になってしまうかもしれません。

○石田委員

やはり、難しい問題だと思いますが、結局今の段階だとホームページで見られるのは、医療機関の名称や所在地くらいだと思います。ですから、三宅会長がおっしゃられるように、URLが載っているだけでもいいと思います。URLを持っていない医療機関もありますので、その一覧に載っていないとURLが無いにもかかわらず、最初から自分で探すという無駄な動きをすることになってしまいますので、医療機関のURLが載っているだけでも便利だと思います。

○三宅会長

医療関係で言うと、確か2～3年前から医療保険制度の負担割合などが変わったことや、後期高齢者医療制度が新設されたこともあって、実態として集中的に総合病院に行く方が増えているようです。どんなに軽い症状であっても総合病院に行ってしまう、パンク状態であると聞きました。ですから、普段は近くの個人病院を利用し、いざとなったら総合病院へ行ってもらえるような役割分担がうまくできていないようです。医療機関の負荷の平準化という観点も情報化として要求されているというのは、このような理由もあるのではないかと思います。

○石田委員

個人病院であってもリンク先が出ていれば、URLをクリックすれば、どこの大学と連携をとっているということも簡単に見ることができるので、安心して受診することができるようになります。

○三宅会長

だいたい地域には中核病院があって地域連携の中核になっていると思います。総合病院の地域連携センターが、各開業医の方とリンクしているという仕組みづくりも徐々にできていますから、そのような情報も含めてどこかで見られるようになれば一番いいと思いま

す。

○吉井委員

今、医療機関のお話がいろいろ出ているようなので、私の知っている範囲の、現在の情報提供しているホームページの状況を申し上げますと、確かに地域密着型の医療機関で予約まで統一的に実施しているところは恐らくないと思います。ただ、医療機関の基本的な情報や休診情報について東京都全体でいうと、「ひまわり」というホームページがあります。このサイトで希望の医療機関を検索することができます。ただ、意見で出たような予約できるような仕組みづくりまではできていません。その他に、もう少し密着したものとしては、例えば練馬区であれば練馬区の医師会でホームページを作っていて、区内の医療機関の基本的な情報が手に入ることができます。それぞれの医療機関が作ったホームページもリンクが貼ってありますので、飛ぶことができます。ですから、もう少し地域密着の情報提供ということとなると、地域の医師会との協調関係を上手に築いていくことが必要ではないでしょうか。確か、調剤薬局にしても、東京都のレベルでは薬剤師会でも調剤薬局を検索できるような仕組みができています。東京都福祉保険局のホームページにもバナーが貼ってあります。そのような範囲でしたら、現状でも使えるものがありますが、もう少し地域に密着したものとなると地元の医師会や薬剤師会とうまく連携したものでシステムを作らなければなりません。このようなことは、市で地域の福祉計画のようなもので何らかの言及がなされているのではないかと思います。

○三宅会長

そのようなことであれば、少し事務局で調べていただくと同時にご検討いただきたいと思います。市として地域に密着した医療情報がどのようなものが可能なのか、医師会との関係も含め、都ではどのような情報提供をしているのかなど、お願いしたいと思います。

○片瀬委員

小規模で、とても自らホームページを立ち上げたり運用できないところに対して、裏で公的な機関がサポートするようなことが必要なのではないかと思います。いずれはどこかでカルテを一元管理するような時代になるかもしれませんが、それまではやはり力の無いところは誰かが電子情報の活用をバックアップしていかないとけないと思います。

○事務局(坂本情報推進課長)

先ほど片瀬委員がおっしゃっていた「診療予約」は、確かに興味深いものだと思います。必ずしも予約そのものは情報の提供ではありませんが、具合が悪いのに直接医院に行くことなくＩＣＴを使って予約できるのであれば、まさに電子化の恩恵に与えるというようなことになります。市が運営することではなく、仕向けたり後押しをするようなサポートをする、あるいは医師会を通して働きかける等方法はいろいろあって、必ずしも情報提供ではなく市民の方がそれによって情報化による恩恵を感じてもらえるのだらうと思います。

○片瀬委員

地域の情報化は、システムを入れることやデータベースを構築することではなく、いかに電子的な情報が上手に流れて活用されているかという仕組みをしっかりと整えて、それをサポートすることが、市が中心となっていく地域情報化ではないかと思います。

○石田委員

東京都が目指している目標の一つに、かかりつけ医を持っている人の率を上げることとありました。ですから、市としてもかかりつけ医を持っている人の率を上げるためにできることという視点で考えたときに、やはり医療機関の情報を流すことが大事なのではない

かと思います。総合病院に集中してしまうという原因の一つは、お年寄りから聞いた話ではありますが、重篤な症状であってもなかなか放してもらえないという疑いを持っていて最初から総合病院へ行くという方もいらっしゃいました。小さな個人病院であってもホームページを持っていて、重篤な病気の時には連携した大学病院に搬送するようなことが明記されているだけでも、かなり安心感が出てくると思います。そうなるとかかりつけ医を持っている人の率も高くなると思いますので、情報を何らかの方法でバックアップされたらいいと思われます。

○三宅会長

西東京市のレベルでどういうことができるのか、どこまでだったらできるのかということを次回に材料として出していただくようお願いします。その結果どう盛り込むかということも見えてくるのではないかと思います。

○饗場委員

医療機関もそうですが、介護の関係もあると思います。今、民間の介護施設もあって需要も多いと思いますが、こういう情報も載せられるのではないかと思いますので、併せて把握していただきたいと思います。

○三宅会長

介護に関しては、継続的に実施するという事で項目に入っていたと思いますが恐らく重なる部分があって、ある意味では4章の具体論の中の記述になると思います。

○吉井委員

介護関係の施設は、基本的な情報や介護保険法に基づいて定期的に外部評価を受けて、その結果を公表しなくてはならないことになっています。その結果についても、まだ全施設の結果は揃ってはいませんが、公表するためのサイトがあります。それは東京都言いますと、「東京都高齢者研究・福祉振興財団」に委託してまして「福祉ナビゲーション」というページの下の方に介護施設の基本情報と、第三者評価の結果が出ていますので、客観的な評価であれば、そのサイトを見ていただいて参考にしていただきたいと思います。

○片瀬委員

介護は子育てと併記しておっしゃる方がいますが、介護する人の生活支援も含めて、インターネット上で市として様々な情報提供などのサポートが必要だと思います。

○吉井委員

地域密着型の情報の共有となると、東京都レベルでは扱いにくいのかもしれません。

○福田委員

とても重要な問題がいろいろ出てきていると思いますが、このことを地域情報化基本計画としてどうサポートするかということは、結構難しいことだと思います。市が情報提供するといっても、各病院について平等公平を考えるとなかなか難しいことですし、今話題になった予約システムについても、もともとは事業者が自分の病院の経営戦略や経営問題として自発的に取り上げていくべきものであって、これを、上からや公的な立場からの指示で動くわけにはいかないと思います。その場合にどのようにして生活者や市民が持っているニーズを満たしていくかということを考えると、市民側からどうすれば自分たちから立ち上がって共同で問題解決するかという仕組みづくりにまでいかないと、本当の意味での地域情報化やコミュニティの協働的な問題解決までには行かないのではないかと思います。例えば、どの病院がいいのかという情報や介護保険施設についてわれわれは本当に知

りたいのは、あの病院は表向きには評価がいいけれど本当はどうなのか、実は意地悪な人がいるだとか患者いじめがあるということが知りたいわけで、実際にも裏話としてたくさんあります。そのようなことがあったとしても、公なシステムや機関はそのようなことは立場として言えません。しかし、市民側からはそういう裏話の情報が一番欲しいと思っています。そのニーズをどのようにして満たすのかというと、住民側が共同することで何らかのコミュニティのようなものを作ってそこで情報交換したり、あるいはNPOが動き出すということにならざるを得ないと思います。それを動かすように市がシステムを構築したり、サポートすることが地域情報化のフレーム作りの最も大切なことではないかと思います。ですから、民間あるいは人々が自発的に動くところはどこで、自治体としての組織がどこをどのようにサポートするかということをしっかり考えないと、これからの地域情報化の推進のためには「絵に描いた餅」で終わるような計画で終わるのか、本当に動くのかという分かれ目がそこにはあるのではないかと考えています。

○三宅会長

今、福田委員がおっしゃったような話も含めて、答申の中に是非盛り込む必要がある話だと思います。

○福田委員

自治体の職員の方々も、やりたい気持ちがあってもいろいろな障害があって立場上できないジレンマがあると思います。それを乗り越えていくために、住民側が実際に自分たちの問題だと認識して解決するために動き出す必要があり、それを計画、立案したり、支えたりすることが必要だと思います。

○饗場委員

介護施設もどういうものがあるのかだけでも、載せられるものがあれば載せていただきたいと思います。そして、先ほど福田委員がおっしゃっていたように、できないものもありますから、そういう部分については民間からデータを取るしかないと思います。市のホームページではなく評価のポータルサイトで、西東京市を選ぶと市内にある歯医者ごとに、何が良い、何が悪いという書き込みがあるホームページがありました。ただそれが、100%信用できるかということ、それはできないものではありません。そう意味で見る知識というか、リテラシーが必要だと思いました。

○事務局(坂本情報推進課長)

行政は断定的に評価をしてオープンにすることは、よほど根拠がないと難しいことです。吉井委員がおっしゃったような第三者評価認定機関での結果でしたら、比較的公表できるとは思います。ですから、公でできることと民で主体となっていていただく部分とのジョイントを、どう繋げるのが問題となってきます。民のところにどう入り込んでいけるのかも考えていく必要があります。

○石田委員

病院機能の評価機関（日本医療機能評価機構）というものがあると思いますが、それを受診している医療機関は、西東京市は、少ないのでしょうか。大きな病院だけしか受けていないのでしょうか。

○吉井委員

今はかなり民間の病院も受けてますし、最初は率先して公立病院も受けていて評価も出ていましたので、受けている病院は多いと思います。

○石田委員

口コミや素人が判断するようなどころではなく、病院を評価する専門の機関であって、公的な機関に近いと思いますので、それを掲載していただければ参考になりますので、載せてもいいのではないかと思います。

○三宅会長

そういう公的機関の情報提供をやっているところはこういうところであるというようにリンクを貼るという方法でいいのではないのでしょうか。

○事務局(佐藤情報政策専門員)

大学も文部科学省の指導で、7年に一度外部評価を受けなければならなくなりました。そのための専門の評価機構があります。評価機構のサイトへいけば、大学の格付けの結果が出ています。それを市の公式サイトで出しているところは聞いたことはありません。良い評価が出ていれば大学は自分のサイトに載せますが、良い評価や悪い評価を併せて市の公式なサイトで発表するのは、少し問題があると思います。三宅会長がおっしゃるように、リンクを貼るまでが限界ではないのでしょうか。

○福田委員

リンクを辿って情報を入手できることはとても大切なことですから、一般の方はそのような情報があることも知らない場合があるので、誘導をしてあげてあとは自己責任で判断してくださいということでもいいのではないのでしょうか。

○三宅会長

市のホームページのカテゴリの中に、解説のコンテンツを使いやすく載せるということでもいいと思います。

○尾藤委員

ホームページに載せる際の基準や指針というものはあるのでしょうか。例えば、医療機関を知りたいというニーズがある中に、具体的に特定のホームページを載せてほしいという依頼が来た場合、そのホームページを載せる基準のようなものがあるのでしょうか。先ほど、介護の話が出ましたが、介護の情報を載せてほしいときたら、その情報を載せるべきなのか、それとも市の社会福祉協議会というところもあるので、そういうところに誘導するようなリンクを貼るだけでいいのかという判断基準です。

○三宅会長

恐らく抽象的に言えば、市の行政範囲内ということになると思いますが、ある程度のガイドラインを作ったり、最後は議会なりでの決定になると思いますがいかがでしょうか。

○事務局(坂本情報推進課長)

市のホームページへの掲載基準は秘書広報課にガイドラインがあると思いますが、明確ではないので確認をしたいと思います。市のホームページにダイレクトに載せられるのは、市の組織、施設、事業ということになると思います。その先は基本的にリンクさせる方法で別ページが開いていくということになっています。市報の掲載基準と同じですが、禁止されている項目がありまして、営利目的ではないこと、宗教団体ではないこと、政治活動的なものではないこととなっていますが、先ほど話に出た医療機関の一覧としてどこまで載せられるのかとなると、医院の名称や住所、電話番号くらいで、その他強いて言えば、URLくらいまでなら載せられるということだと思います。

○尾藤委員

一覧の作成を市民から要望があった場合、すぐに対応可能なのでしょうか。

○事務局(坂本情報推進課長)

掲載が可能な内容であれば、すぐに対応可能です。前にも申し上げましたが、今のホームページは各課の責任で作成することが可能な仕組みなので、データがあれば特殊な技術やソフトを使うことなく簡単な手続きで掲載することは可能です。各課で作成した掲載したい記事は、担当課長の電子決裁を経てホームページ担当職員へ送られて、一定の時間や、指定した時間になるとホームページに載るという仕組みになっています

○福田委員

そのこともあって表彰されたんですよ。

○事務局(坂本情報推進課長)

そうですね。比較的担当課で簡単に誰もが作ることができて、短時間でアップ可能という点が今までと大きく違う点ですね。今までは出来上がった原稿を、委託業者に適当にデザインをつけるようお願いをして時間がかかっていました。手前味噌ではありますが、各課の仕事を紹介するためにリレーメッセージをアップさせていまして、前々回に情報推進課も、イラストや写真でなどアレンジしたものを職員が作って載せていました。

○饗場委員

全体的に読ませていただいた感じだと、非常に冷静に書かれていますので、市民が読んでこれは是非やって欲しいと賛同を受けるような計画として、多少脱線しても支持や共感が得られるような熱き情熱で書いていただきたいと思います。作成中の10ページあたりの体系別目標をこれから書かれると思いますが、市民の立場で記述していただきたいと思います。

個別に申し上げると、まず1ページですが、ここでは、国の情報化の取組みについて書かれています。一番下の欄では、「IT政策ロードマップ」の目標で3点ほど書かれています。もう一つ、「次世代電子行政サービス」というものが発表されていて、そこでは4点の目標があり、①利用者視点でのサービス提供、②行政事務の最適化の推進、③民間企業活動の活性化、④国民と行政の信頼強化と掲げられています。私は西東京市民の立場からしてこの4点の目標のほうが、より私たちに合うのではないかと思いますので、もし最後に入れられるのであれば、お願いしたいと思っております。「次世代電子行政サービス」ということで、行政サービスの部分で、庁内の電子化を前々から地域情報化計画に入れるかどうかと問題になっていましたが、今回は事務局の意向もあって、入れるという整理もされていますし、実際に17ページの資料の中でも出てきていますので、そのような観点からも「次世代電子行政サービス」の目標も参考までに入れていただきたいと思います。

続いて、2ページの始まりが、「市内には民間のコミュニティFM放送局があり、地域に密着した情報が発信されています。」となっています。情報化とはいったい何なのか、というところがいくつか書かれていますが、広報誌と情報化の関係はどうなのかという疑問が生まれてきます。広報誌は広報誌で別扱いにするのか、あるいはコミュニティFM局というのは、どういう意味でこの情報化の中に入っているのかという情報化の定義や、この情報化計画の中で取り上げる情報化とはどの範囲なのかという疑問があります。広報誌は情報化ではないものとして位置づけてしまうのかということが明確ではない記述だと思います。第1回目の審議会に、広報広聴活動の概要という資料が提出されました。その中で広報活動と広聴活動について、庁内連絡の体制、広報連絡員のことも書いてありましたので、この資料は行政サイドからみた情報化の分類であり、市民レベルから見た情報化ではないのだろうと、同様に、広聴活動という言葉そのものが行政サイドの姿勢を現すものだ

と思います。一方で、市民の情報の受け取りは、依然として市広報誌からが多いという実態があります。今回の素案には、FM局も載っていますが、市民から見た情報化ということについてその範囲や分類を整理、位置づけし、その位置づけに対して今回の情報化基本計画でどう取り組むかをはっきり書かれるといいと思います。

○三宅会長

第一回目の資料に、情報化というものは単にホームページ等のシステムを言うのではなく、広報誌を使うことも重要な情報化であり、掲示板もそうですがメディアミックスを駆使することも必要ですとありました。西東京市は既に実施しているものも多々あると思います。ですから、資料でも全体像ができていますから、この部分を大きくみせるほうが、冒頭の位置ですからいいのではないかと思いますし、だいたい網羅的に整理されていると思います。ある意味ここまでやっているということに関しては、この答申自体を宣伝の場として使ってもいいと思います。

○饗場委員

引き続き申し上げます。資料1の3ページですが、ここに、「第1期地域情報化基本計画の取組状況」としてその下のほうに表が載っていますが、ここでこの表が出てきても市民にとっては、内容がわからないのではないかと思います。ですから、この表に関しては、14ページに「第1期地域情報化基本計画の体系別施策取組状況」の整理として3ページの表の「実施」「整理」「検討」があることを、後ろのページにまとめて載せるほうがいいと思います。いきなり冒頭にこの表があっても、なかなか内容がわからないまま読まざるを得なくなります。

○事務局(坂本情報推進課長)

この部分については事務局でも議論しました。最初は14ページ以降の表が3ページのところに出てきていました。それはこの計画を立てるにあたって、今までがどういう状況なのかを検証し、それを踏まえたうえでどのようにして新しい計画を立てるかという流れを考慮しました。以前に過去を一度振り返ったほうがいいとのご指摘もありました。ただ、3ページから過去の一覧を載せてしまうと、計画書としては本論が出てくるまで、非常に時間がかかってしまい読み手も途中で読む気がなくなるのではないかと思います。個別の取組状況の評価については資料編として巻末に出しました。そうは言っても、今までの取組状況を何らかの形で言及しないと、次の段階に行きにくいのではないかと思います。14ページ以降のサマリーとして3ページに載っているものを入れさせていただいたという事務局側の考えです。

○饗場委員

2ページ目の「西東京市の情報化の取り組みの中」の中に、文章として少し噛み砕いたものとして、前回の計画の現状を言葉で補って書いてはいかがでしょうか。

○片瀬委員

私もこの部分は少しおかしいと思いました。施策の数をパーセントで表していますが、これは非常に奇異な感じがします。今までの計画が、情報システムを導入した、ホームページを充実させたという、そのような施策が中心となってきましたという、本当の地域情報化とはいえないようなことが、具体的な施策の中心だったとありのままに書いていただき、今度はもっと市民の生活や事業に組み込んで、地域コミュニティを良くするために協働で実施しますとすれば、5ページの「地域情報化が目指すもの」に繋がると思います。今までの情報システム化のようなものを、反省の意味も込めて簡単に書いていただいて、数で示したところは除いていただきたいと思います。続けて申し上げますと、2ページの「西東京市の情報化の取り組み」ですが、これは地域情報化の基本計画なのに「情報化」とタ

イトルにあるのが疑問に思いました。中には地域情報化に取り組んできましたという文面もありますが、これは市の内部の情報化や情報基盤の整備経過が中心となっていますので、やはり地域情報化というものは事務局の方々が、もう一度どういうものを地域情報化として捉えるのか、考え直していただいて、この2ページと3ページについては見直していただきたいと思います。そういう意味でいくと、1ページ目の「国の情報化の取り組み」も、こちらは国というよりも総務省の取り組みになってしまうかもしれませんが、電子行政サービスがイコールで地域情報化ではありませんので、地域情報化に関連するような取り組みもあわせて載せていただきたいと思います。もちろん、今こちらに書いてある部分で地域情報化とはまったく関係ないと言っているわけではありませんが、電子行政サービスがイコールで地域情報化ではないので、それでしたら純粋に地域情報化に相当するような国の施策も載せていただきたいと思います。総務省レベルで、地域情報化に関連するものが発表されています。計画よりもレベルダウンしてしまうものですが、インフラ整備だけではなく利活用ということ、国として実施していますので、参考にしていただきたいと思います。総務省のサイトを見ていただければわかると思いますが、ご紹介はいたします。

○福田委員

恐らく、地域情報化を進めるにあたっての指針などを総務省が作って発表していますから、それに関する議論だと思いますが、出していいのかは私は意見が違います。ここでは市民の方が読むことを前提として作る報告書なので、情報化とは何かという大きい流れを「国の情報化の取り組み」のところで示したのだらうと思いますので、ストーリーの描き方としてはわかりやすいのではないかと思います。そのことを踏まえて、西東京市は情報化をどのように受け止めて展開しようとしているのかを説明するところが2ページだと思いますので、研究書と違いますから、シンプルに書かれていてわかりやすいと思います。ただ、ここはご意見があったように、もう少し第1期の地域情報化とは何を指してどのように取り組んだのか、そして第2期の地域情報化を接続させるような伏線のようなものを入れておかないと、何のためにこの部分があるのかわからなくなってしまいますので、是非お考えいただきたいと思います。

○吉井委員

繰り返し指摘をうけていますが、大きな流れで言うとやはり情報化やIT化というと基盤整備は大体できていますので、本当にそれが使えているのかが今、問われていると思います。今度はそこに取り組まなければならないということは、総務省などが出している資料にあります。それは東京都もそうですし、市も例外ではありません。そういう大きな視点から捉えると、2ページの西東京市の情報化の取り組みのところも敢えて言わせていただくと、基盤は整備されているけれども、その後どのくらい地域がよくなったのか、市民の暮らしが良くなったのかは改めて見直さなくてはならないと思います。

○三宅会長

先ほど片瀬委員が冒頭にご指摘された3ページの数字で表した部分は取っていただくということでもいいですね。

○事務局(坂本情報推進課長)

3ページの部分を、2ページから引き続いて記述することによろしいということですね。

○三宅会長

はい。割合の部分は取ってしまって、項目のことはまとめとしてあってもいいとは思いますが。

○事務局(坂本情報推進課長)

例えば、文章で3ページの書き出しでも数字がいくつか出てきますが、このあたりはいか

がでしょうか。

○三宅会長

表はいらないけれど、この文章だけでもいいのではないかと思います。

○吉井委員

具体的には、成果を上げたもの、別の事業に引き継がれたもの、見送ったものの代表例を少し明記して、その状況をまとめた数字を出すという流れになっていればいいのではないかと思います。

○石田委員

その詳細は資料のところを見られるような注釈をつけるようにすればいいと思います。

○福田委員

本来ならば計画は第1期としてあったわけですから、その評価のようなものが必要なのでしょう。

○三宅会長

それがこの3ページにあたる部分なので、今まで何回かに分けて議論した中で実施できたものとできなかったものがあったと思いますので、方向性のような大項目や分野別にどうだったのかというサマリーをもう少しつけていただきたいほうがいいような気がします。

○事務局(坂本情報推進課長)

1ページ目のところは、先ほどご指摘をいただきましたが、書きぶりはいかがでしょう。

○三宅会長

福田委員のご指摘も一方ではありますので、とりあえずたたき台はこの状態で、片瀬委員がおっしゃった総務省の資料をお調べいただいて、可能であればホームページの打ち出しでも掻い摘んでご紹介いただいても構いませんので、出していただくとともに、盛り込むかどうかをベースに変えていったほうがいいと思います。あまりにも行政側に対しての指針のレベルであれば、冒頭に持ってくるよりは紹介だけして頭書きはこの程度でいいのかもしれない。

○吉井委員

具体的には、「電子自治体推進指針」の改訂版の内容を見ると、総務省が作っているものなので、行政内部のシステムに対する計画ですので、むしろ「IT新改革戦略」のほうが国民生活に近いものであると思います。ただ、流れは先ほど言いましたように、基盤はできているけれど活用されていないので、さらに国民生活を良くするために使えるようにしなければならないというようなことが書かれています。

○片瀬委員

あくまでも地域情報化の基本計画ですから、先ほども申し上げましたとおり行政サービスの電子化を推進するという方向では不十分であると思います。

○三宅会長

今、吉井委員からご指摘いただいたように、国の方向性としてはかなりインフラの整備は進んでいるけれど、実際に行政サービスに有効に使われているのかどうかを見直し、

さらに良いものとするところがあるということで、その計画のタイトルを紹介する注釈を入れることでいいと思います。むしろ、中身をもっと充実させなければいけないということが明確に書かれていないと思います。

○福田委員

1ページの3行目に盛り込まれていると思います。要するに「e-Japan戦略2（※ローマ数字の2）」になって利活用に重点が移っているので、十分この流れで充実をさらに加えたものにすれば、ご指摘いただいていることが盛り込めると思います。逆に地域情報化について、総務省系のコンセプトの移り変わりを入れてしまうと、研究書や論文としては意味のあることですが、地域情報化としても1980年代、1990年代、2000年代と3つほどの流れがありましたから、どのようにして視点が動いてきたのかをここで述べて意味があるのかは疑問です。むしろ、情報化の中で地域が取り組むべき情報化とは何なのかということを浮かび上がらせることが、ポイントだと思います。

○片瀬委員

私も、電子行政サービスだけではなく地域情報化の一番新しい取り組みを、国の動き等を盛り込んで入れたらいかがでしょうかという趣旨で申し上げました。

○事務局(坂本情報推進課長)

基本的にこの文章をベースに、ご意見がでたところは手を加えるということですね。

○吉井委員

最後の部分には、新しい施策のロードマップの中でも取り組みの重点を置く分野として、前からいっている「ワンストップサービス」「医療・社会保障」「安全・安心・防犯」「環境問題」等も明記されているので、良いと思います。

○三宅会長

饗場委員からご指摘のあった「次世代電子行政サービス」はどうなのでしょうか。

○吉井委員

それは確か内閣官房が事務局をしている研究会のようなものですが、電子政府、電子自治体でやってきたけれど、ワンストップサービスは縦割りでなかなか自治体間、自治体と国、自治体と民間の連携ができていないため、本格的に連携を推進するような議論をしていると思います。

○福田委員

あらすじを描く意味であれば、ここでは国の国家戦略としてすらITが位置づけられていることから入り、しかしその中で最近の国家戦略の中でも、特に「生活」「コミュニティ」に光が当たってきているということをしっかり描けば後ろに繋がると思います。我々としては、まさに地域の情報化を我々の手で考えていく段階にきているということを書けば、ここにふさわしいものとなる気がします。そこに繋がるような書き方を、もう少し考えていただいて、国の施策の中にも「生活」や「コミュニティ」が登場し始めているということを前面に出してはいかがでしょうか。

○片瀬委員

今のようなキーワードは、総務省の最新の地域情報化の指針のようなものに出ていればいいのではないかと思います。

○三宅会長

それをチェックすると同時に、基本は今の福田委員の文言を盛り込むという方向がいいと思います。

○饗場委員

次世代電子行政サービスの目標の中に、「国民と行政の信頼強化」とあります。国民を市民と置き換えていただき、「市民と行政の信頼強化」ということで見ていただきたいと思います。「市民と行政の信頼強化」の中身は、「行政サービスの見える化」「意思決定過程の情報提供」「プロジェクトの費用対効果」「進捗状況の透明性の確保」「行政事務の進捗状況を確認できるプロセスの見える化」などです。これらの目標は、市民としては非常に期待したいことです。ですから、細かい点までは載せなくてもいいのですが、電子行政サービスの目標のキーワードとして入れてほしいと思っています。

○三宅会長

今いただいたご意見をベースに、あまり細部には入らず大きな流れとして、地域情報化や市民参加といった方向が国家レベルでも流れが出ていて、それに沿った形で作ったということをもう少し付け加えていただき、修正したものを次回ご紹介いただきたいと思います。まだ先が続くと思いますが、最後の資料に今後のスケジュールを事務局でご用意いただいたので、修正等の話や手付かずの資料1の5ページ以降は次回に回すということによろしいでしょうか。

○片瀬委員

資料1の9ページの推進に当たっての留意点は良いキーワードがでていますが、こちらも順番を含めて整理していただけるということによろしいでしょうか。

○三宅会長

これから事務局でたたき台を修正しながら、整理していただくということです。

○事務局(坂本情報推進課長)

9ページ等については、まだ項目だけですので、会議の席上ではなくても追加があればその都度メールでもいただければ、そのことも含めて文章化を順次していきたいと思います。

ー保谷情報推進課長補佐による、資料3について説明ー

○三宅会長

事務局よりご説明いただきましたが、たたき台も含めて9月、10月まで本日のような議論を集中的に盛り込めるようなスケジュールとなっておりますので、よろしくお願ひします。できるだけメールでも章別でもかまいませんので事前に送っていただき、この場で効率的な議論ができればと思っています。

○事務局(保谷情報推進課長補佐)

スケジュールについて委員の皆様へ、ご確認いただきたいことがございます。昨年年第1回会議において地域情報化基本計画について諮問をされましたが、その際の諮問文に答申期日が明記されておりました。その期日が今年の9月末日となっております。また委員として推薦いただく依頼文書の中にも、任期として平成20年9月30日までとなっております。皆様にお渡しした委嘱状には期日が入っておりません。この審議会の条例にも期日としては答申の日までとなっており、具体的な日付はありません。この資料3のスケジュール案にお示ししたように、現状では来月末に答申をいただくというのは、不可能ではないかと思ひます。したがって、皆様にご承認いただけるようであれば、慎重に内容を審議して答申を

いただくということで、期日の延期をさせていただきたく思います。いつまで延期するのかと申しますと、資料3のスケジュール案にあるとおり来年2月の見込みです。いずれにしても、現在の計画が今年度で切れてしまい、来年度のスタート時点には新しい計画ができていないといけませんので、それ以上延ばすことはありません。以上ですが、いかがでしょうか。

○三宅会長

もしこの場で承認すれば会議録確認ということで、各委員の任期も2月まで延長することとし、所属されている会社や組織で委員の任期延長に関する文書が必要であれば、別途事務局との相談で、作成していただくこととします。欠席の委員については、事務局で別途確認をしていただくこととします。委員の任期延長についてはいかがでしょうか。

皆さんご承認いただけるということなので、文書が必要な方は個別に事務局まで申し出てください。

では、他に何もなければ閉会としますが、よろしいでしょうか。

以上で本日の会議を閉会とします。